

令和1・2・3年度競争入札資格審査申請要領

1 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記(1)～(6)のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者及び不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者は、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
(能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意見付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。)
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 当社の契約事務規程等による監督又は検査の実施に当たり、当社の業務を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 市町村税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (5) 工事を希望する者にあつては、建設業法による建設業の許可及び同法の規定による経営事項審査の結果の通知を受けていること。なお、当社との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、当該支店等が当該許可を受けていること。
- (6) 次の入札参加資格の取り消し基準に該当しないこと。
 - ア 役員等が暴力団の構成員等であるとして、福岡市から通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
 - イ 次の各号に該当するとして、福岡市から通知があり、役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
(次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。)
 - (ア) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - (イ) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
 - (ウ) 構成員等であると知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
 - (エ) 暴力団又は構成員等であると知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
 - (オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
 - (カ) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
 - (キ) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 申請区分業種

下表から希望する業種を申請ください。

| | |
|-----|------|
| 工 事 | 一般土木 |
| | 港湾土木 |
| | 建築一式 |
| | 電気 |
| | ほ装 |
| | 造園 |

3 申請受付期間

令和元年5月20日(月)～令和元年6月21日(金)

4 申請方法

郵送のみとします。

5 送付先

〒812-0031 福岡市博多区沖浜町12番1号 博多港センタービル7階
博多港開発株式会社 総務グループ総務・財務チーム
電話 092-263-0101

6 競争入札参加資格者の有効期間

競争入札参加資格の認定を受けた方は、令和元年8月1日から令和4年7月31日までの間に指名がなされる入札について参加資格を有します。

7 申請に必要な提出書類

- ◆申請に必要な提出書類は、次のとおりです。
- ◆提出書類については、フラットファイル（A4Sサイズ）に綴じ込んだうえ表紙及び背表紙部分に「令和1・2・3年度競争入札参加資格審査申請書」と書き込み、「会社名」を記入のうえ提出してください。
- ◆様式は下表のとおり当社のホームページより出力・ダウンロードしてください。
用紙サイズは「A4」で印刷してください。

8 問い合わせについて

《問い合わせ時間》

9:00～11:30 / 13:00～17:00

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

《問い合わせ先》

博多港開発株式会社 総務グループ 総務・財務チーム
電話 092-263-0101

《申請に必要な必要書類》

| | 提出書類 | 備 考 | 書式 |
|----|----------------------------|--|----|
| 1 | 競争入札参加資格審査申請書 | | ① |
| 2 | 役員情報 | (各社で様式がある場合はそちらを使用してもかまいません。) | ② |
| 3 | 競争入札参加資格審査調書 | | ③ |
| 4 | 経営事項審査結果通知書の写し | ・申請書類は不可。直近の結果を提出してください。 | |
| 5 | 建設業の許可通知書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・登録を希望する建設業の許可業種が記載された国土交通大臣又は都道府県知事発行の許可通知書(有効期限内最新のもの。)の写し。 ・許可通知書を紛失し、建設業許可証明書を提出する場合は、平成31年4月1日以降発行のもの(原本。コピー不可。) ・なお、当社との取引を代理人(支店長、営業所等)に行わせる場合は、当該支店等が当該許可を受けていることが必要です。建設業許可申請書別表の営業所の名称及び建設業の記載があるページの写しを添付のうえ提出してください。 | |
| 6 | 財務諸表 | ・直近の決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し。 | |
| 7 | 〈法人の場合〉 登記事項証明書(全部事項証明) | ・平成31年4月1日以降法務局発行の「現在事項全部証明書」(原本。コピー不可。) | |
| | 〈個人の場合〉 身分証明書 | ・身分証明書は本籍地の市町村で平成31年4月1日以降発行のもの(原本。コピー不可。) | |
| 8 | 福岡市市税を滞納していないことの納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日以降発行のもの(原本。コピー不可。) ・福岡市に本支店等がない場合には、所在地の市町村税の納税証明書 | |
| 9 | 委任状【該当者のみ】 | ・入札・契約行為を支店等に委任する場合に限り、提出してください。 | ④ |
| 10 | 誓約書 | ・本店の所在地、商号又は名称、代表者役職名・氏名を記入し、印鑑は実印を使用してください。 | ⑤ |
| 11 | 使用印鑑届 | | ⑥ |
| 12 | 返信用封筒 | ・受付票を送付します。82円切手を貼ってください。 | |
| 13 | 変更届【該当者のみ】 | ・申請書提出後に記載事項の変更がある場合。 | ⑦ |

※書式はホームページに掲載分